

熱中症警戒アラート等発表時の施設使用料等の還付

還付できる条件

利用日に熱中症警戒アラート又は熱中症特別警戒アラートが愛知県で発表されており、熱中症予防を理由として、利用中止（キャンセル）する場合

還付方法

利用開始時間までに、各利用施設に電話もしくは窓口申し出してください。ただし、早朝利用分（午前7時から午前9時まで）は、午前9時までに申し出してください。（つつじが丘公園は、ベティさんの家旭公園に連絡をお願いします。休館日は市役所緑と花の推進課まで。）

学校ナイターは、午後5時までに、生涯学習スポーツ課に連絡をお願いします。

別途、利用許可書とともに還付申請書の提出をお願いします。市直営施設は振込先口座のわかる通帳又はキャッシュカードの写しが必要です。

庭球場の利用券は利用施設で保管していますので、当該施設の受付窓口で変更または取消の手続きをしてください。

対象期間

熱中症警戒アラート情報提供期間

対象施設

ベティさんの家旭公園	多目的グラウンド、庭球場、 体育館主競技場・小体育室	指定管理
七曲公園	庭球場、多目的グラウンド	指定管理
つつじが丘公園	野球場	市直営
知多運動公園	野球場、庭球場、陸上競技場	指定管理
メディアス体育館ちた	卓球場、剣道場、柔道場、弓道場	指定管理
学校ナイター	八幡中、東部中、岡田小	市直営

連絡先

ベティさんの家旭公園	0569-43-2980
七曲公園	0562-34-2980
知多運動公園	0562-32-4831
知多市役所緑と花の推進課	0562-36-2673
メディアス体育館ちた（市民体育館）	0562-33-3361
知多市役所生涯学習スポーツ課	0562-33-3362

熱中症予防情報サイト（環境省）

<https://www.wbgt.env.go.jp/>